

「大阪 IR・カジノ土地改良事業差止訴訟」を私たちはどう闘っているのか

—2025年12月27日「府民大集会」—

井上眞理子

A, IR カジノ住民訴訟の 6 つの事件

IR カジノ住民訴訟はすべて、大阪市と IR 株式会社との土地の賃貸借契約および使用貸借契約(無償で物を借りて後に返還する契約。賃貸借との違いは賃料等の対価を払うかどうか、です)をめぐるものです。

IR 株式会社と大阪市との IR 用地の賃貸借関係の特徴は ①賃料を不当に安くする、更にその上で②IR 株式会社ができるだけ賃料を払わなくてもよいように取り計らう、という2段構えの出血サービスと言えます

IR カジノ住民訴訟は、第 1 事件から第 6 事件までが含まれるという大きな訴訟です。第2事件と第5事件は主として①の問題を扱い、私達「夢洲カジノを止める大阪府民の会」の裁判である第3事件、第4事件と第 1 事件、第6事件は②の問題を取り扱っています(下記参照)

第1事件原告団

第1事件:土地の引渡・登記・土地改良費負担の合意・支払いの差止

第6事件:使用貸借契約の損害賠償請求

第2事件原告団

第2事件:土地の引渡・登記の差止

第5事件:約1000億円の損害賠償請求

第3事件原告団

第3事件:使用貸借契約の損害賠償請求

第4事件:土地改良費用負担の合意・支払いの差止

B、「夢洲カジノを止める大阪府民の会」が提訴した「大阪 IR・カジノ土地改良事業差止訴訟」

(第3・4 事件)とはどのようなもの？

1、①大阪市とIR株式会社がIR用地の「市有地使用貸借契約」を結び、市有地をIR株式会社に對しタダで使わせたことに対する損害賠償請求、および②IR用地の土地改良費について大阪市が負担するという合意と支払の差止 を求めて我々は提訴しました(第 3 事件、第 4 事件と呼ば

れます)。それに対して被告(大阪市長、大阪港湾局長)が反論、さらにそれに対する我々の反論が行われたというのが、裁判の現段階です。①と②について順番に説明します。

2, ①では、IR 株式会社が大阪市と「市有財産使用貸借契約」を結び、市有地をタダで、賃料を払わざる使用したことの違法性が追及されています。裁判以前に我々が行った住民監査請求においても、IR 株式会社がなぜタダで使用できたか、賃料を払わなかつたのか、一部の監査委員さんが本当に粘り強く、IR 推進局と大阪港湾局に質問してくれ、我々の主張を認めてくれました。

被告側(大阪市長、大阪港湾局長)は「大阪市財産条例 7 条 4 項 1 号に拠り、市発注工事や市事業に供するため市の施設を利用させるにあたって無償とする扱いが一般的」と主張していますが、実際は本件工事は IR 株式会社が自ら使用するための準備であり、それ以外の目的は無く、市事業ではありません。

3, ②では、IR 用地の土地課題(液状化、土壤汚染、地中障害物等)対策費用は大阪市が負担すると取り決められていますが、これは違法であることが追及されています。IR 事業以前は、埋立地の売買・賃貸に際しては、土地に液状化等の問題があつても、大阪市は「瑕疵担保責任」「契約不適合責任」(売買[賃貸]に際して、対象物に隠れた瑕疵[欠陥]がある場合、売主が買主に対して負う担保責任)を負わず、IR 用地の場合のように自らの費用負担で対策工事を行いませんでした。本件における取扱いは極めて異例で、IR 株式会社を特に優遇しています。すなわち「平等原則」に反し、憲法 14 条 1 項違反です。

また土地課題対策工事については費用は大阪市が負担しますが、工事は IR 株式会社が行い、「公共工事に準じる」と自ら称しているにもかかわらず、施工業者を選ぶ際は一般競争入札を行わず、随意契約で IR 株式会社の少数株主である竹中工務店、大林組、大成建設、が選定されています。財政支出を抑制する規律・仕組みが働いていません。これは「最少の経費で最大の効果を上げる」ことを要請している地方自治法第 2 条第 14 項に違反しています。

情報公開請求によって最近わかつたことですが、「液状化対策工事」、「地中障害物撤去工事」に着手する前に大阪 IR 株式会社が市に対して「概算負担額の認定依頼書」を提出し、市はこれに対して「概算負担額認定書」を出しています。

問題なのは金額ですが、「液状化対策工事」では依頼書も認定書もピッタリ同じ金額、19,518,620,000 円なのです。また「地中障害物撤去工事」の場合は、依頼書も認定書も 1,668,689,000 円でやはりピッタリ同じ金額です。積算に際しては、「大阪港土木工事積算基準書」を適用していますが、それにしてもピッタリ同額と言うのは考えにくいので大阪市は IR 株式会社の言値で自らの費用負担を OK しています。

4, 最近の動き

IR 本体工事において、土地課題対策工事を行った大成建設が降りたというのは事実のようです。大阪市会経済委員会で、IR 推進局が認めました。本体工事は、MGM 大阪のカジノ棟が竹中

工務店グループ、関西ツーリズムセンター・MUSUBI ホテルが大林組グループ、MICE 施設が前田建設グループ(土地改良工事は大成建設が行いました)が行います。大成建設が前田建設に変わったのは「経済合理性に基づいて」というわけの分からぬ理由によるものです。

雑誌『選択』10月号では、MGM 大阪(今年5月に大阪 IR 株式会社は MGM 大阪と名称変更しています)で、カジノ事業を任されるのは、マカオで IR カジノを運営している MGM チャイナであると指摘されています。マカオのカジノとマネーロンダリングの関係はよく知られており、大成建設は MGM チャイナの介入を忌避して本体工事から降りたと言われています。

これは大阪 IR カジノ反対運動にとって極めて重要な事柄で、私達の裁判(第3事件・第4事件)と深く関連しています。今後運動の中で、この問題の追及を深めて行ければと思います。